

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
利根川下流域の減災に係る取組方針
(案)

平成28年9月30日

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

龍ヶ崎市、取手市、潮来市、稲敷市、神栖市、河内町、利根町、銚子市、成田市、佐倉市、柏市、
八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、
利根川水系県南水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、印旛利根川水防事務組合、
千葉県長沼水害予防組合、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、国土交通省関東地
方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

利根川下流域における「水防災意識社会」の再構築を目的に、地域住民の安全・安心を担う沿川 21 市町（龍ヶ崎市、取手市、潮来市、稲敷市、神栖市、河内町、利根町、銚子市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町）、4 水防事務組合（利根川水系県南水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、印旛利根川水防事務組合、千葉県長沼水害予防組合）、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、千葉用水総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）、気象庁（水戸地方気象台、銚子地方気象台）、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所で構成される「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 25 日に設立した。

本協議会では、利根川下流域における洪水・浸水被害の特徴、現状の取組状況とその課題を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「利根川下流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

3. 利根川下流域の概要と課題

■利根川下流域の地形的特徴と洪水の特性

利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山（標高1,831m）に発し、赤城、榛名両山の中間を南流し、前橋市付近から流向を南東に変える。その後、烏川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、栗橋付近で渡良瀬川を合わせ、野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して守谷市付近で鬼怒川、取手市付近で小貝川等を合わせ、神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、銚子市において太平洋に注ぐ、流域面積全国1位（16,840km²）の一級河川である。

流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都（以下「1都5県」という。）の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱え、日本の総人口の約10分の1にあたる約1,279万人の人々が生活している。

本協議会の対象とする利根川下流域とは、広大な利根川本川流域の最下流にあり、鬼怒川の合流点下流に位置する取手地点（86.7k）～河口までの区間である。

利根川下流域は主に常陸台地・下総台地と河川沿いの低平地で形成されている。低平地には手賀沼や印旛沼などの湖沼や低湿地が数多く見られるとともに、広大な穀倉地帯が続いている。また、小貝川や手賀川、長門川、常陸利根川などの多数の支川が合流している。

河道は小貝川合流後の川幅の狭い箇所を流下したところで手賀川と合流、その後は概ね500m程度の川幅で蛇行しながら流下し、河口付近で1km程度の川幅となって太平洋に注いでいる。また、河床勾配は1/6,000から河口に向かってレベルへと変化する程度の非常に緩やかな状態が続いている。

このような地形・河道特性を有するため、上流域に降った大雨による洪水ピークの到達に時間がかかることや、洪水になってからの継続時間が長いこと、また、潮位や波浪の影響から流量に係わらず水位上昇が発生する場合があることなど洪水に下流域ならではの特徴を有している。さらに利根川は流量が多いことから、ひとたび堤防が決壊した場合には、大量の氾濫水が低平地に溢れ出し、浸水が長期化することが想定される。なお、氾濫は低平地に広範囲に浸水が広がる「拡散型氾濫」と支川や高台に挟まれ浸水深が大きくなる「貯留型氾濫」の地域が存在する。

■過去の被害状況と河川改修状況

利根川における本格的な治水事業は、天正18年（1590年）の徳川家康の入府により開始されたと言える。その後も寛永元年（1624年）、享保13年（1728年）、天明6年（1786年）、明治期においても明治43年などに水害が発生し、昭和においては、昭和22年9月のカスリーン台風により利根川が決壊し東京都に浸水した水害が発生した。

利根川下流河川事務所管内においては昭和56年（1981年）8月台風15号による利根川の支川「小貝川」が左岸3.75km付近の堤防決壊により水害が発生した。近年では、下流部の河口付近の潮位の影響を受け水位が高い時に、溢水氾濫や内水氾濫による浸水被害が沿

川で発生している。

このような度重なる洪水被害から流域の安全を守るために、明治33年の第1期改修工事に着手以降、現在に至るまで、河道の拡幅や堤防の築造、補強、内水対策などの改修を推進するなど利根川下流域の河川改修は時代と共に強化されてきた。

現在においても、計画に対し堤防断面が不足している区間や流下能力が不足している区間等の整備を進めている。

■利根川下流域の社会経済状況

利根川下流域の最上流部にあたる取手市や我孫子市では、JR常磐線、国道6号線など、交通網が発達し、首都圏のベットタウンとして開発が進み、人口や資産が集中している。

また、中流部では、沿川に広大な穀倉地帯が広がり農業を主体とした地域、また、観光を主体とした地域を有している。

さらに、最下流部においては左岸側に鹿島臨海工業地帯や鹿島港を有する神栖市、右岸側の銚子市では、全国屈指の水揚げ量を誇る銚子漁港を有している。

利根川下流域において浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響が懸念される。

■取組を進める上で主な課題

- ・ 洪水ピークの到達に時間を要すため台風等通過から時間が経過した後に水位が上昇したり、また、一方で潮位等の影響でも水位が上流域の洪水に関係なく上昇したりと、異なった事象による洪水の発生を想定する必要がある。(情報発信、防災教育など)
- ・ 拡散型又は貯留型と地域のおかれた氾濫の形態に対応した市町は避難計画を策定する必要がある。(広域避難、長期避難、高台等への避難、他河川の氾濫との同時発生など)
- ・ 水位が高い状態が長い時間、長い距離にわたって発生する危険性があるため、長時間及び長距離(複数箇所)の監視、水防活動を必要とする。(行政単位、組合単位の活動ではない広域的な連携や複数団体での合同訓練など)
- ・ 泛濫水の排除が河口に近く水位が下がりにくいため困難な状況下において、氾濫後の早期の社会及び生活機能回復のための効率的、効果的な排水計画の策定、施設等配備が必要である。(排水機場の耐水化、可搬式ポンプの配備、排水経路の計画策定、整備など)

4. 現状の取組状況・課題

利根川下流域における減災に係る取組として、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての現状および課題を抽出し、以下のとおり取りまとめた。(別紙－1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○、課題:●(以下同様)

項目	現状○と課題●	
1. 避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○沿川市町：避難勧告等の発令基準を定め、避難勧告に着目したタイムラインを策定済み ○沿川市町以外の事例：避難勧告等の発令基準を定めている。氾濫水到達までに数時間を要するため避難勧告に着目したタイムラインは作成していない。 ●沿川市町：避難は地区単位で発令するため、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向がある。 ●沿川市町以外：水位等による明確な発令基準の設定が必要である。 ●沿川市町：作成したタイムラインをロールプレイ等で検証ができていない。 ●沿川市町以外：利根川下流河川事務所とタイムラインを作成する必要がある。 	1-1
2. 避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 ○避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。 ○避難場所は利根川の決壊のみを想定している。 ●広範囲に浸水する場合には、避難者数の増加や避難所の浸水等により、市町内での避難所が不足することが懸念される。 ●避難経路の指定を行っていないため、住民の迅速な避難が確保できない恐れがある。 ●利根川と支川（小貝川・手賀川・常陸利根川等）に挟まれている市町では、避難の方向や場所が限定されるため、適切な避難経路や場所の指定が難しい。 	1-2
3. リスク情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。 ○想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の公表後、想定最大規模の外力を対象とした洪水ハザードマップを作成し公表する予定である。 ○雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉え、危機感をもって防災・減災対策に取り組むことが必要な状況。 ●想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを作成する必要がある。 ●避難を促す状況情報の提供、避難勧告等の的確な発令のための市町村長への支援が必要。 ●想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ洪水ハザードマップを作成、住民へ周知する必要がある。 	1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8
4. 避難住民等への情報伝達体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練を年1回実施している。 ○避難訓練は実施していない。 ●より現実的な条件に基づいた避難訓練が必要である。 ●自治会や自主防災組織と連携した避難訓練が必要である。 	1-9

5. 住民等への情報伝達体制や方法	<p>○住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来るツールが有れば望ましい状況</p> <p>○スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練は実施していない。</p> <p>○水防災意識社会の説明資料は無い。</p> <p>○水防災に関する住民からの問い合わせに関しては、質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。</p> <p>○水防災については、出前講座や共同点検、広報誌などで啓発を行っている。</p> <p>○小中学校を対象とした水災害教育は実施していない。</p> <p>○学校の先生方への水災害等の理解促進の取組は実施していない。</p> <p>○防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市町Web(HP)、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、メールによる報道機関等への情報提供等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る、より実効性の有る「住民目線のソフト対策」が有れば避難に際し有効である。 ●IT機器を活用した避難訓練は実施していない。 ●水防災意識社会に関する住民への説明資料は、何を使用すれば良いかよく知らない。 ●担当部署ごとに対応しているため、市民からの質問が共有できていない。(担当部署を決めていない) ●同じような問い合わせが多い。 ●水防災に関しては、住民に十分に認識されていないことが懸念される。 ●水災害教育を行う職員が限られている。また、学校の授業科目との調整を要する。 ●水防災教育に使用する教材の作成が必要 ●教員への水災害に関する理解、必要性の理解が図れていない。 ●大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声が聞き取りにくい状況がある。(今後、どのような対応が良いか検討を行う予定) ●WEBや登録制メール等の情報は、入手ツールを持たない一部の住民には伝わらないことが懸念される。(今後、どのような対応が良いか検討を行う予定) 	1-10
6. 避難誘導体制	<p>○避難誘導は、市、消防、警察、水防団（消防団）、自主防災組織等が実施している。</p> <p>○避難時に公共交通機関による輸送については現状では対応が想定されていない。</p> <p>○避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。</p> <p>○迅速な避難を実現するための取組を行っている。</p> <p>○要配慮者施設における避難に関する取組には十分に至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの役割が明確になっていない。 ●広範囲な浸水を想定した場合、公共交通機関等を活用した避難計画の検討が必要である。 ●公共交通機関の輸送力が限られている。 ●標識の設置は市町内の一部に限定されており、不十分である。 ●案内表示板が劣化している。 ●迅速な避難を実現するための取組を一部地域においては行っている。 	1-18
		1-19
		1-20
		1-21

	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者施設は、職員が少なく、移動させる事が困難な要配慮者が居るため、避難訓練の実施には至っていない。 ●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できない恐れがある。 	1－22
--	--	------

② 水防活動に関する事項

項目	現状○と課題●	
7. 河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○HP や広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示、説明会、防災訓練等の機会を通じて説明を実施している。 ○水防訓練は年1回程度、近隣市町とも合同で実施している。(防災訓練含む) ○水防団(消防団)への連絡系統については、災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 ○一市町又は一水防事務組合の範囲を超えた浸水への取組は、現状においては無い。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●説明会等では、水防の広報の効果が一過性に終わっている。 ●水防等の必要性について住民等にわかりやすく説明するための資料が不足している。 	2－1
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防技術の維持、向上、後継者の育成、士気の高揚を図るのは水防訓練が極めて重要な役割を担う。 	2－2
	<ul style="list-style-type: none"> ●現場で作業を実施している水防団等への連絡系統の維持、運用は伝達訓練を行う事が最適である。 ●迅速かつ正確に情報伝達できない懸念が有る。 	2－3
	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な浸水を想定し、隣接市町と合同による水防訓練が必要である。 	2－4
	<ul style="list-style-type: none"> ●利根川下流域の水防活動は、広範囲かつ長時間になると想定されるため一水防事務組合の範囲を超える広域的な連携が不可欠となる。 ●他市町・水防事務組合との情報共有・連携等の支援体制の構築が必要である。 	2－5
8. 河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ○河川巡視に必要となる区間については地域防災計画に位置づけている。 ○水防団員の募集は定期的に実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 ○水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有を図るため、住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●巡視の頻度は明確になっていない。 ●洪水中の巡視担当者の安全確保に懸念が有る。 	2－6
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防活動の必要な延長が長く、また、先行する低地地域の内水対応の水防活動に人員を割いているため、利根川の水防活動に従事する水防団員の確保が困難である。 ●水防団員の不足や高齢化が進んでいる。 	2－7
9. 水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が水害リスクの高い箇所の現場や水防活動についての理解を得ているとは言い難い。 	2－8
	<ul style="list-style-type: none"> ○水防活動への建設会社の支援に関する協定を締結している。 ○土のう袋等の資機材を備蓄しているが、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ●水防活動へ活用する重機が不足している。 ●対応可能な建設業者が不足している。 	2-9
	<ul style="list-style-type: none"> ●有用な新技術を活用した水防資機材に関する情報が不足しているので、配備に至っていない。水防資機材は計画している数量は配備している。 	2-10
10. 市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○水害 BCP（事業継続計画）は作成していない。 ○浸水範囲に庁舎等の施設はない。 ○大規模工場等が無い。 ○大規模工場等への浸水リスクの説明等には至っていない。 ○自治会等への自衛水防に関する周知が不十分である。 ○できる限りの予算の確保に努め鋭意対策を実施しているところ。 ○高台に有るため対策の必要はない。 <ul style="list-style-type: none"> ●水害に対する BCP は未作成である。 	2-11
	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時における庁舎等の機能確保のための対応マニュアルは未作成である。 	2-12
	<ul style="list-style-type: none"> ●企業への浸水リスク情報の提供、周知活動には至っていない。(大規模な工場等が浸水区域内に無いため十分ではない。) 	2-13
	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛水防の必要性や浸水リスク情報の周知には至っていない。 	2-14
	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。 	2-15
	<ul style="list-style-type: none"> ●非常用電源、重要設備の耐水性は全ての施設において確保するには至っていない。 	

③ 汚濁水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
11. 排水施設、排水機資材の操作、運用	<ul style="list-style-type: none"> ○利根川の決壊による浸水に対し、現状の排水施設、排水資機材だけでは住民避難や社会機能回復の対応は十分でないことが懸念される。 ○樋管等閉扉の確実な操作による内水被害発生の軽減が必要である。 ○汎濁水をより迅速に排水するための排水計画書の作成には至っていない。 ○汎濁水を迅速に排水するための排水訓練の実施には至っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ●今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●樋門等閉扉による内水被害の確実な操作を行える体制を確保する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●汎濁した場合を想定した排水訓練を行い効果を検証する必要がある。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
1. 堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防が未整備の区間や計画に対し流下能力が不足している区間において堤防整備や河道掘削などを進めている。 ○CCTVカメラ等の設置、維持管理を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ●堤防が未整備の区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

利根川下流部における大規模水害に対して、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※ 大規模水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
※ 逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
※ 社会経済被害の最小化：大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、ハード対策に加え、利根川下流部において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(別紙一2参照)

1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
1. 避難勧告等の発令基準	・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区域を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正	1-1	H28年度から順次実施
	・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成	1-2	H28年度から順次実施
2. 避難場所・避難経路	・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。	1-3 1-4 1-5	H28年度から順次実施
3. リスク情報の周知	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	1-6	H29年度
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さサポート）	1-7	H29年度から順次実施
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知	1-8	H29年度から順次実施
4. 避難住民等への情報伝達体制や方法	・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施	1-9	H28年度から順次実施
5. 住民等への情報伝達体制や方法	・洪水情報のプッシュ型配信の実施	1-10	H29年度から順次実施
	・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施	1-11	H28年度から順次実施
	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進	1-12	H29年度から順次実施
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	1-13	H28年度から順次実施

	・水防災に関する説明会の開催	1-14	H28年度から順次実施
	・小中学校における水災害教育の実施	1-15	H28年度から順次実施
	・教員を対象とした講習会の実施	1-16	H29年度から順次実施
6. 避難誘導体制	・氾濫特性に対応した避難計画・難誘導体制の充実	1-18 1-19 1-20	H29年度から順次実施
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進	1-21	H32年度
	・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発	1-22	H32年度

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
7. 河川水位等に係る情報提供	・水防に関する広報の推進	2-1	引き続き実施
	・水防（防災）訓練の実施	2-2	引き続き実施
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	2-3	引き続き実施
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進	2-4	H29年度から順次実施
	・広域的な水防支援体制を推進	2-5	H32年度
8. 河川の巡視区間	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6	H28年度から順次実施
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進	2-7	引き続き実施
	・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-8	H28年度から順次実施
9. 水防資機材の整備状況	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	2-9	H28年度から順次実施
10. 市町庁舎、災害拠点病院	・水害BCP策定に向けた検討	2-11	H32年度

等の水害時に おける対応	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成	2-12	H32年 度
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施	2-13	H32年 度
	・洪水の特性も考慮した内容の自衛水防説明会等により市民へ周知	2-14	H29年 度から順 次実施

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
11. 排水施設、排水機資材の操作、運用	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	3-1 3-2 3-3	H32年 度
	・排水計画に基づく排水訓練の実施	3-4	H32年 度

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

①洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
1. 洪水を河川内で安全に流す対策	・優先的に実施する堤防整備	4-1	H32年 度
2. 危機管理型ハード対策	・優先的に実施する堤防天端の保護	4-1	H32年 度

②避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

1. 雨量・水位等の観測データ及び洪水等の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	4-1	H32年 度
2. 住民等への情報伝達体制や方法	・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備	1-17	H32年 度

3．水防資機材の整備	・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理	2－10	引き続き実施
4．市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施	2－15	H32年度

7. フォローアップ

各構成員は、取組内容を組織的、計画的、継続的に実施するため、各構成機関の取組内容を、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映する。

本協議会は毎年出水期前に開催し、取り組みの進捗状況を確認する。取組内容の修正が必要な場合は、技術開発の動向等を収集した上で、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

○現状の取組状況

資料4

別紙-1

項目		市町(茨城県)						
		龍ヶ崎市	取手市	潮来市	稲敷市	神栖市	河内町	利根町
(1)情報伝達、避難計画等に関する事項								
(1)避難勧告等の発令基準	1-1	避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告等の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み)	明確にしている。	河川水位が氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することとしている。	河川水位が氾濫危険水位に達した場合等に避難勧告を発令することとしている。	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み)	地域防災計画に避難勧告等の発令基準を明記している。
	1-2	避難勧告に着目したタイムラインの策定について 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。	避難に着目したタイムラインを策定済み。	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。
(2)避難場所・避難経路	1-3	水害時の避難場所の指定、住民への周知について 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。(ハザードマップ及び防災の手引きにより、周知を行っている。)	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	洪水ハザードマップにより周知している。	洪水ハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。
	1-4	利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想される場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難路の指定状況について 小貝川・利根川洪水避難計画の中で、避難方向の指定を行っている。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)	広域避難を踏まえた発令基準を策定していないが、茨城町と広域避難に関する協定を締結している。	現状の取組無し。(避難所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。)	避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路は指定していない)
(3)リスク情報の周知	1-5	利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川・霞ヶ浦等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について 利根川と支川(小貝川)どちらも避難場所の指定を行っているが、どちらも避難経路を指定していない。	利根川と支川(小貝川)どちらも避難場所の指定を行っているが、どちらも避難経路を指定していない。	利根川と支川の浸水を想定。	利根川と支川(常陸利根川)のそれぞれの想定をしているが、同時に想定をしていない。	利根川の決壊のみを想定している。	利根川と小貝川の決壊を想定して避難場所は指定しているが、避難経路は指定していない。	利根川と小貝川の決壊を想定して避難場所は指定しているが、避難経路は指定していない。
	1-6	計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	洪水ハザードマップを公表している。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。
(4)避難住民等への情報伝達体制や方法	1-7	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、5年以内に公表する予定である。 洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、速やかに公表する予定である。
	1-8	自治会等も参加した避難訓練の実施について 水害に対応した訓練を今年度実施。(H28.6)	水害に対応した避難訓練を年1回実施している。	避難訓練を年に1回実施している。	一部の自治会及び住民と避難訓練を年数回実施。	自治会等も参加した避難訓練を実施していない。	水害を想定した取組は無し(避難訓練を実施していない)	避難訓練を実施していない。
(5)住民への情報伝達体制や方法	1-9	スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について H28年6月5日の市合同防災訓練において、ツイッター(ハッシュタグ機能)を用いた情報収集訓練を実施済み。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)	実施していない。	実施していない。	スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練を実施していない。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)	現状の取組無し。
	1-10	水防災意識社会の説明資料等の有無について 利根川下流域河川事務所等の配布資料や今年度策定予定の小貝川・利根川洪水避難計画の別冊として「住民向け避難所行動マニュアル」が有る。	無し。	無し。	水防災意識社会の説明資料等はない。	無し	無し	無し
(6)避難誘導体制	1-11	水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について 水災害等に関する問い合わせ窓口を設置し、対応している。(平時は市危機管理室及び担当部署で対応する。)	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。
	1-12	水防災について住民への周知に関する取組の実施について ・公式サイトにて、降雨情報について「川の防災情報」等を公表している。 国土交通省導の共同点検、H27年9月関東北豪雨のパネル展示を実施。 要望により、出前講座等の説明会を実施	共同点検で説明しているのみ。	リーフレットを作成し、全世帯に配布する。	共同点検で説明しているのみ。	共同点検で説明しているのみ。	共同点検で説明しているのみ。	共同点検で説明しているのみ。
(7)水害等の防災教育	1-13	小中学校における水害教育の実施について 小中学校を対象とした水害教育を一部実施している。	一部学校に対して実施した。	実施していない。	学校単位で、避難訓練等の実施。	小中学校における水害教育を実施していない。	現状の取組無し(小中学校を対象とした水害教育は実施していない。)	現状の取組無し(小中学校を対象とした水害教育は実施していない。)
	1-14	水害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水害等の理解促進の取組の実施について 学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。
(8)防災行政無線やコミュニティFM、緊急連絡メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報伝達手段の整備について	1-15	防災行政無線やコミュニティFM、緊急連絡メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報伝達手段の整備について 利根川下流域河川事務所等の配布資料や今年度策定予定の小貝川・利根川洪水避難計画の別冊として「住民向け避難所行動マニュアル」が有る。	避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。(H28年度中に音声一斉配信サービス導入予定)	防災行政無線や緊急連絡メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報伝達手段の整備について 利根川下流域河川事務所等の施設に関する案内表示板等を整備している。	避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システム(防災ラジオ)、登録制メール、緊急連絡メール、ホームページ、広報車等による情報伝達を実施している。	防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システム(防災ラジオ)、登録制メール、緊急連絡メール、ホームページ、広報車等による情報伝達を実施している。	防災行政無線、登録メール、エリアメール、町HP、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。
	1-16	避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)等が実施している。	地域防災計画に避難誘導の方法や住民の避難対応を定めているが、避難誘導体制を明確に定めていない。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施する。
(9)避難誘導体制	1-17	避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。	公共交通機関を活用した避難計画を作成している。	現状の取組無し(位置づけ無し)	公共交通機関による大量輸送を計画していない。	現状の取組無し(作成無し)	現状の取組無し(作成無し)	現状の取組無し(作成無し)
	1-18	避難所の表示看板やまとごとまとごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について 実施している。	実施している。	実施していない。	避難所の表示看板は設置済。その他の取組は無し。	避難所の表示看板は設置しているが、まとごとまとごとハザードマップは整備していない。	避難所の表示看板は設置済み。それ以外は取り組み無し	避難所等の施設に関する案内表示板の設置を検討中
(10)要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について	1-19	現在、要配慮者施設における避難計画では、地震や火災などに対する計画は策定済みであり、訓練も実施されているが、水害においては、現在策定中である。	現状の取組無し(避難計画を策定していない)	避難訓練を年に1回実施している。	現状の取組無し(避難計画を策定していない)	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を実施していない。	現状の取組無し(避難計画を策定していない)	現状の取組無し(避難計画を策定していない)
	1-20	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について 実施している。	実施している。	実施していない。	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を実施していない。	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を実施していない。	現状の取組無し	現状の取組無し
(11)避難所の表示看板やまとごとまとごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について	1-21	避難所の表示看板やまとごとまとごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について 実施している。	実施している。	実施していない。	避難所の表示看板は設置済。その他の取組は無し。	避難所の表示看板は設置しているが、まとごとまとごとハザードマップは整備していない。	避難所の表示看板は設置済み。それ以外は取り組み無し	避難所等の施設に関する案内表示板の設置を検討中
	1-22	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について 実施している。	実施している。	現状の取組無し(避難計画を策定していない)	避難訓練を年に1回実施している。	現状の取組無し(避難計画を策定していない)	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を実施していない。	現状の取組無し(避難計画を策定していない)

項目		市町(茨城県)						
	龍ヶ崎市	取手市	潮来市	稲敷市	神栖市	河内町	利根町	
(2)水防活動に関する事項								
(7)河川水位等に係る情報提供	2-1	水防に関する広報の実施について	説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。	説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。	水防の大切さ、役割を夏季訓練に説明している。	水防訓練により、水防の役割、大切さ等を説明。水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。	HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。	HPや広報誌等による水防訓練の報告や啓発を実施している。
	2-2	水防訓練の実施について	本年度、小貝川において水防訓練を実施している。水防訓練を行わない年には防災講演会を実施している。消防団(消防団兼務)による訓練は毎年行われている。	年1回水防訓練を実施している。	毎年実施している。	年数回実施している。	防災訓練や消防団の統一訓練時に水防工法訓練を併せて実施している。	年1回、近隣と合同の水防訓練を実施している。(水防事務組合訓練)
	2-3	水防団への連絡系統の再確認や伝達訓練の実施について	災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。	災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。	年に1回連絡体制表を再確認し、それに基づいた伝達訓練を実施している。	水防団への連絡系統の再確認や伝達訓練は実施していない。	災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。	災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めているが、訓練は実施していない。
	2-4	利根川が決壟した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について	現状は未実施であるが、稲敷広域市町村圏事務組合管内市町村で検討はしている。	隣接する広域消防本部同士で毎年訓練を行っている	協議会のメンバーに含まれる市町間では被災後の支援について相互支援を行っていない。	実施している。	水防訓練を隣接市町と合同で実施していない。	実施している。(水防事務組合訓練)
	2-5	利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について	有る。(隣接市町村と避難に関する協定に向け取り組み中)	隣接市町への広域避難として、千葉県我孫子市と茨城県龍ヶ崎市・つくばみらい市と協議をしている。	複数の市町を含む水防事務組合で活動している。	現状の取組無し。	現状の取組無し。	現状の取組無し。国・県・他市町・水防事務組合との連携。
(8)河川の巡視区間	2-6	水防警報発令後の巡視区間・頻度、内容について	利根川については、接していないため、巡視区間の策定はしていないが、小貝川において巡視については計画している。	明確になっている。	国、県管理河川を含め水防団が巡視している区間を地域防災計画等に位置づけている。	地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。(頻度に関しては明記無し)	河川、堤防等の巡視及び重要水防箇所を地域防災計画に定めている。	地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。(頻度に関しては明記無し)
	2-7	内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について、また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について	水防団員の募集は定期的に実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。	水防団員の募集は定期的に実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。	毎年、消防団により水防協力団体の募集を実施している。	水防団員の募集は定期的に実施している。利根川の水防活動についても対応は検討。	消防団(水防団)は内水対策で手一杯のため、利根川の水防活動は困難な状況である。また、水防協力団体の募集についてはポスターにより実施。	水防協力団体は声掛けしても応募無し。水防団員は、利根川の水防活動も、ある程度は対応可能。
	2-8	水害リスクの高い箇所について水防活動を実施する際の情報共有について	住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。	住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。	年に1回共同点検を実施している。	住民を含めた共同点検は実施しているが、一部住民のみとなっている。	消防団(水防団)、住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。	住民を含めた共同点検を実施したが、一部住民の参加のみとなっている。
(9)水防資機材の整備状況	2-9	水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について	水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。	水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。	現状の取組無し。	建設会社等と災害時協定を締結している。	協定を締結していないが、支援を得ることは可能。	災害(水害)活動に関して建設業協会と支援の協定を締結している。
	2-10	利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について	水防団員の安全を確保するための資機材(ライフジャケット等)を整備済み。	土のう袋等の備蓄はしているが、新技術の水防資機材の備蓄については、当面予定がない。	水防資機材を備蓄(箇所及び種類・数量)している。	水防倉庫等に土のう袋や防水シート等の水防資機材を備蓄している。	水防団詰所に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、水防団員へ救命胴衣を配備している。	土嚢袋やスコップ、シート等の水防資機材を備蓄している。
(10)市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	2-11	水害BCP(事業継続計画)の作成について	現在策定中である。	現状の取組無し。	水害BCPは作成していない。	現状の取組無し。	水害BCP(事業継続計画)を作成していない。	現状の取組無し。(作成していない)
	2-12	洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて	浸水時の電源の確保は、実施済み。	本庁舎が浸水想定区域外にあるため、マニュアルについては作成していない。		現状の取組無し。	庁舎が洪水の浸水想定区域外のため、マニュアルを作成していない。	現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎の施設がない)
	2-13	大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について	浸水想定区域に大規模工場などの該当無し。	現状の取組無し。	大規模工場等へ毎年説明会を実施している。	現状の取組無し。	大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を実施していない。	大規模工場が無し。
	2-14	自治会等の自衛水防に関する周知について	現状の取組無し。(実施していない)	説明会等を実施している。	自治会等へ毎年説明会を実施している。	現状の取組無し。	自治会等の自衛水防に関する周知を実施していない。	現状の取組無し。(実施していない)
	2-15	排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について	非常用発電設備を嵩上げするなどの浸水対策を実施している。	予算の関係が有り、出来る所から実施中。	耐水化や耐水対策は実施していない。	本庁舎は高台にあるため対策の必要はない。	排水施設等の耐水対策を実施していない。また、庁舎は洪水の浸水想定区域外のため、実施していない。	予算の関係が有り、出来る所から実施中。
(3)氾濫水の排水、施設運用等に関する事項								
(1)排水施設、排水資機材の操作、運用	3-1	利根川の決壟による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について	行える。	どちらとも言えない。		行えない。	行えない。	行えない。
	3-2	利根川本川支川の橋門等閉鎖による内水被害の発生の懸念について	懸念される。	懸念される。		懸念される。	内水被害の発生が懸念される。	懸念される。
	3-3	氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について	既存施設を踏まえた排水計画を作成してある。	現状の取組無し。(作成していない)		現状の取組無し。	排水計画を作成していない。	現状の取組無し。
	3-4	排水計画に基づく排水訓練の実施について	計画は策定済み。	現状の取組無し。(実施していない)		現状の取組無し。	排水訓練を実施していない。	現状の取組無し。

○現状の取組状況

資料4 別紙-1

質問項目	市町(千葉県)												
	鎌子市	成田市	佐倉市	柏市	八千代市	我孫子市	四街道市	印西市	白井市	香取市	酒々井町	栄町	神崎町
(1)情報伝達、避難計画等に関する事項													
①避難勧告等の発令基準	1-1 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	暫定基準で運用。	地域防災計画に基づき、避難勧告等の発令基準に関するマニュアルを整備している。	地域防災計画において、水防上の基準・水位にあわせた避難勧告等の発令基準・対象区域を位置づけてある。	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国ガイドライン(案)に基づく修正済み)
	1-2 避難勧告に着目したタイムラインの策定について	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。	策定済み。	沿川市町以外であり、氾濫水到達までに数時間をするため現状の取組を促すため、避難勧告に着目したタイムラインを作成していない。	策定済み。	氾濫水到達までに24時間を要することや、地域防災計画において、避難勧告等の発令基準(氾濫危険情報、氾濫差し情報、氾濫警戒情報など)を定めているため、タイムラインを作成していない。	避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。						
②避難場所・避難経路	1-3 水害時の避難場所の指定、住民への周知について	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	防災マップ・市HP等で緊急避難場所・指定避難所を周知。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。
	1-4 利根川の決壊により広範囲に浸水するこよな予想される場合、避難経路による住民への周知について、またハザードマップでの避難所までの避難経路の指定状況について	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	ハザードマップによる避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	適切にできると考えている。また、避難経路は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	適切にできると考えている。また、避難経路は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。	現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない)。
③リスク情報の周知	1-5 利根川上支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所・避難経路等の想定について	利根川の決壊のみを想定している。	水害時に使用できる避難場所を指定済み。	水害時に使用可能な指定避難場所を指定している。	園が示した浸水想定に基づいてハザードマップを作成しておらず、その中で避難場所等を想定している。	利根川の決壊のみを想定している。	利根川の決壊のみを想定している。	想定していない。	避難方向は指しているが、避難経路は想定していない。	利根川の決壊のみを想定している。	避難方向は指しているが、具体な避難場所及び避難経路は想定していない。	利根川の決壊のみを想定している。	利根川の決壊のみを想定している。
	1-6 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成・住民への周知について	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	防災マップとして公表。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。	計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。
④避難住民の情報伝達体制や方法	1-7 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の作成・周知を5年以内に行う予定について	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	次回の防災マップ改訂まで、H.P等で周知を行う。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。	国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。
	1-8 自治会等も参加した避難訓練の実施について	水害に対応した避難訓練は実施していない。	総合防災訓練・土砂災害訓練の際に実施。	水害に限った訓練は実施していないが、防災訓練を通して、各町会・自治会等と実施している。	水害に限った訓練は実施していない。	水害に限った訓練は実施していない。	水害に限った訓練は実施していない。	一部の自治会で実施している。	一部の自治会で実施している。	一部の自治会で実施している。	一部の自治会で実施している。	一部の自治会で実施している。	一部の自治会で実施している。
⑤住民への情報伝達体制や方法	1-9 スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	土砂災害訓練の際に実施。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。	現状の取組無し。(避難訓練を実施していない)。
	1-10 水防災意識社会の説明資料等の有無について	平成27年度に、大学等と共に、水もたらした恵みと災害に係るリフレットを作成した。	風水害への備えについての啓発資料を常備している。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。	無し。
⑥住民への情報伝達体制や方法	1-11 水害に関する住民からの問い合わせへの対応について	水害等に関する問い合わせ窓口を設置し、対応している。	危機管理課及び関係課で対応。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。
	1-12 水防災について住民への周知に関する取組の実施について	防災講話等で周知している。	風水害への備えについての啓発を実施。	水防災講話等で説明しているのみ。	洪水ハザードマップの裏面に、水防災心得を掲載し、周知を図っている。	実施している。	共同点検などの機会で説明している。	地域防災計画(風水害編)・洪水ハザードマップを公表している。	共同点検で説明しているのみ。	できていない。	出前講座による説明及び広報紙による啓発を行っている。	水害ハザードマップ及びパンフレットの配布を実施。	共同点検で説明しているのみ。
⑦防災教育の実施について	1-13 小中学校における水害教育の実施について	平成27年度に、関係機関と協力し、小中学校向けに、水災害も含む防火リーフレットを作成した。	副教材にて降雨災害についての内容を掲載。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。
	1-14 水害等への情報提供等の実施について	学校の先生への取組は実施していない。	防災講話等で周知している。	水防災講話等で説明しているのみ。	洪水ハザードマップの裏面に、水防災心得を掲載し、周知を図っている。	実施している。	共同点検などの機会で説明しているのみ。	地域防災計画(風水害編)・洪水ハザードマップを公表している。	共同点検で説明しているのみ。	できていない。	出前講座による説明及び広報紙による啓発を行っている。	水害ハザードマップ及びパンフレットの配布を実施。	共同点検で説明しているのみ。
⑧防災訓練	1-15 小中学校における水害教育の実施について	平成27年度に関係機関と協力し、小中学校向けに、水災害も含む防火リーフレットを作成した。	副教材にて降雨災害についての内容を掲載。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。	現状の取組無し。(小中学校を対象とした水害教育は実施していない)。
	1-16 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	出前講座等において防災教育に協力。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。	学校の先生への取組は実施していない。
⑨避難誘導体制	1-17 住民等への情報伝達手段の整備について	防災行政無線や緊急連絡メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	情報伝達手段の多重化。	防災行政無線やコミュニケーションF.M、緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線やコミュニケーションF.M、緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	防災行政無線や緊急連報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアートによる報道機関等への情報提供等を実施している。
	1-18 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	策定済み	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	現状の取組無し。(位置づけ無)	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	現状の取組無し。(位置づけ無)	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。	避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。

○現状の取組状況

○現状の取組状況

資料4 別紙-1

質問項目	水防事務組合				県			水資源機構			気象庁	関東地方整備局	
	利根川水系県南水防事務組合	稻敷地方広域市町村圏事務組合	印旛利根川水防事務組合	千葉県長沼水防予防組合	茨城県防災・危機管理課	茨城県河川課	千葉県	利根川下流総合管理所	千葉用水総合管理所	鐵ヶ浦用水管理所			
(1)情報伝達、避難計画等に関する事項													
①避難勧告の発令基準	1-1	避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて										河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水平野報」(国土交通省、気象庁共同発表)を自治体向けに通知している。ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省、気象庁共同発表)	
	1-2	避難勧告に着目したタイムラインの策定について									関東地方整備局、県、市町村と協同し、タイムラインの策定を支援している。	避難勧告に着目したタイムラインの策定を支援している。	
②避難場所・避難経路	1-3	水害時の避難場所の指定、住民への周知について										浸水想定区域図を作成し公表するなど関係自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施。	
	1-4	利根川の決壇により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について											
	1-5	利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について										利根川の浸水を想定した浸水想定区域図を作成している。	
③リスク情報の周知	1-6	想定最大規模降雨の場合の住民避難について										想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを作成する必要がある。	
	1-7	雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて										雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉え、危機感をもつて防災・減災対策に取り組むことが必要な状況。	
	1-8	計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について										浸水想定区域図を作成し公表するなど関係自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施。また、共同点検等でハザードマップの周知を実施。	
	1-9	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について										水害ハザードマップ作成の手引き、ハザードマップ作成支援ツール等を提供し、洪水ハザードマップの作成の支援を実施。	
④避難住民等への情報伝達体制や方法	1-9	自治会等も参加した避難訓練の実施について	該当しない。	該当しない。	該当しない。		市と合同で実施する総合防災訓練で避難訓練を実施している。	無し。		自治体が主催する防災訓練に参加するとともに、自社において適宜訓練を実施している。	該当なし。		避難訓練に配布する資料等の提供による支援を実施。
	1-10	住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について											迅速な水防活動を支援するため、スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供等を行っている。
⑤住民への情報伝達体制や方法	1-11	スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について	該当しない。	該当しない。	該当しない。		緊急速報メールを活用して避難訓練を実施している。	無し。		訓練において、スマートフォン・携帯電話・パソコン等を用いて、安否確認・情報伝達等を実施している。	該当なし。		住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供等を行っている。
	1-12	水防災意識社会の説明資料等の有無について	無し。	無し。	無し。		国との作成資料がある。		国との作成資料がある。	無し。	該当なし。		説明資料は有している。
	1-13	水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について					質問に対して個別に回答。		質問に対して個別に回答。				問い合わせ窓口の対応へのサポートを行っている。
⑥避難誘導体制	1-14	水防災について住民への周知に関する取組の実施について	組合議員や訓練に参加する消防団員に限られる。	共同点検に参加している。	共同点検に参加している。		出前講座の依頼があれば実施することにしている。		県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、また、FMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送している。	実施していない。	該当なし。	水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会を実施している。	利根川水系連合・総合水防演習や共同点検等の機会を通じて、水防災に関する周知を実施。
	1-15	小中学校における水害教育の実施について	該当なし。	該当しない。	該当しない。		出前講座の依頼があれば実施することにしている。		出前講座等の依頼があれば実施することにしている。	現状の取組無し。	該当なし。	水戸・小中学生を対象とした出前講座などの防災教育を実施している。	利根川水系連合・総合水防演習において一部の小学生に対しては水害について説明を実施。
	1-16	水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について	該当なし。	該当しない。	該当しない。		出前講座の依頼があれば実施することにしている。		研修会において、気象庁から講師を招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話をを行い理解促進に努めている。	学校の先生への取組は実施していない。	該当なし	教員を対象とした出前講座などの防災教育を実施している。	先生方から説明等のご依頼が有った場合に応じている。
⑦避難誘導体制	1-17	住民等への情報伝達手段の整備について											河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。CCTVカメラの設置を実施している。
	1-18	避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて											
	1-19	避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について					災害発生時には、指定地方公共機関である茨城県バス協会等に対して、輸送を依頼することをしているが、個別具体的な計画はない。		災害発生時には、指定地方公共機関である千葉県バス協会等に対して、輸送を依頼することをしているが、個別具体的な計画はない。				
⑧避難誘導体制	1-20	住民避難が円滑に行われるための工夫について					自主防災組織の結成促進、活動内容の充実のための研修会の実施		各種広報媒体を使用し啓発を行っている。				

○現状の取組状況

資料4 別紙-1

質問項目		水防事務組合				県			水資源機構			気象庁	関東地方整備局	
		利根川水系県南水防事務組合	稲敷地方広域市町村圏事務組合	印旛利根川水防事務組合	千葉県長沼水防予防組合	茨城県防災・危機管理課	茨城県河川課	千葉県	利根川下流総合管理所	千葉用水総合管理所	鐵ヶ浦用水管理所	水戸地方気象台・銚子地方気象台	利根川下流河川事務所	
⑦河川水位等に係る情報提供	1-21	避難所の表示看板やまごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について				自治会、自主防災組織等に対するハザードマップを活用した出前講座の実施		市町村に対し説明会を実施					まごとまちごとハザードマップについては、依頼に応じて支援を実施。	
	1-22	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について												
(2)水防活動に関する事項														
⑦河川水位等に係る情報提供	2-1	水防に関する広報の実施について	組合議員を通じてのものになる。	水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。	HP等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。(成田市を参照)			HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。	水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。				説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。	水防月間、水防演習等で、ポスターの掲示やパンフの配布、パネル展示など実施。
	2-2	水防訓練の実施について	年1回水防訓練を実施している。	年1回水防訓練を実施している。	年1回水防訓練を実施している。(成田市を参照)			年1回水防訓練を実施している。	水防管理団体と合同で水防訓練を実施している。				水戸:水防管理団体が行う訓練への参加、支援を行っている。	水防管理団体が行う訓練への参加や利根川水系連合・総合水防演習に参加。
	2-3	水防団への連絡系統の再確認や伝達訓練の実施について	構成市消防団で対応願う。構成市については水防計画等で確認する。	構成市町で、対応。該当しない。	連絡系統確認を行い、メールでの伝達訓練を実施している。(成田市を参照)			年度当初に市町村担当者の連絡系統確認を行い、国の訓練に併せて伝達訓練を実施している。	毎年、情報伝達訓練を実施している。					洪水対応演習などの機会を通じ、伝達訓練を実施している。
	2-4	利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について	稲敷広域と合同訓練を毎年実施しますが、水防協議会でも関係機関に協力を願っている。	隣接する、県南水防事務組合と毎年合同で訓練を実施している。	(成田市を参照)			利根川水系水防総合演習を実施	実施している。					水防訓練で高水敷、防災ステーションを活用する場合に支援
	2-5	利根川下流域の被堤箇所によっては、一市町又は、水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について	合同訓練を実施しているが、現状では難しい。	現状の取組無し。	合同訓練を実施しているが、現状では難しい。(成田市を参照)			利根川水系水防総合演習を実施	取組無し。				水戸:広域避難計画の策定に必要な情報の提供及び策定への支援を行っている。	
⑧河川の巡視区間	2-6	水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について	水防計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。	水防計画にて、位置づけている。	水防実施計画に河川巡視の必要となる区間を位置づける。(成田市を参照)			茨城県水防計画により危険箇所を把握している。	水防計画において河川巡視の必要となる区間を位置づけている。					
	2-7	内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について	内水は自治体対応であり、協力団体は実施できない。	該当しない。	水防団員は、利根川の水防活動も対応可能。(成田市を参照)									
	2-8	水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について	住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。	共同点検に参加している。	住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。(成田市を参照)			市町村へ茨城県水防計画を配布し重要水防箇所を周知している。	年1回の水防連絡協議会で情報共有している。					重要水防箇所等の合同巡視、共同点検を実施。
⑨水防機材の整備状況	2-9	水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について	現状の取組無し。(実施していない)	該当しない。	構成市町にて各々建設会社と支援の協定を締結している。(成田市を参照)			水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。						
	2-10	利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について	水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定がない。		水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定がない。			水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。					利根川水系連合・総合水防演習の出展コーナーで新技術を活用した水防資機材を紹介している。	
⑩市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	2-11	水害BCP(事業継続計画)の作成について	現状の取組無し。(作成していない)	現状の取組無し。(作成していない)	現状の取組無し。(作成していない)	地震BCPを作成済み。		水害に特化したBCPは作成していない。	現状の取組無し。(作成していない)	水害に特化したBCPは作成していない。	該当なし。	水戸:水害BCPの作成への支援を行っている。	水害BCPを策定済み。	
	2-12	洪水中の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて	現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない)	現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない)	現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない)	浸水範囲に本庁舎なし。		現状の取組無し。	現状の取組無し。	現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない)	該当なし。		対応マニュアルを策定済み。	
	2-13	大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について	現状の取組無し。	現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない)	現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない)									
	2-14	自治会等の自衛水防に関する周知について	現状の取組無し。(実施していない)	現状の取組無し。(実施していない)	現状の取組無し。(実施していない)	自主防災組織の結成促進、活動内容の充実のための研修会の実施。【再掲】		特になし。				自主防災組織への支援を行っている。	利根川水系連合・総合水防演習において自衛水防の取組を紹介している。	
	2-15	排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について						一部実施中。	予算の関係があり、未対応。	現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない)	該当なし。		出張所や排水機場の耐水化を検討し、一部実施。	
(3)氾濫水の排水、施設運用等に関する事項														
⑪排水施設、排水資機材の操作、運用	3-1	利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について	行えない。	行えない。	行えない。									
	3-2	利根川本川支川の桟門等閉鎖による内水被害の発生の懸念について						懸念される。	懸念される。					
	3-3	氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について	現状の取組無し。(作成していない)	現状の取組無し。(作成していない)	現状の取組無し。(作成していない)			現状の取組無し。(作成していない)	現状の取組無し。(作成していない)			水戸:排水計画(案)の作成への協力、排水計画に基づく自治体訓練への支援を行う。		
	3-4	排水計画に基づく排水訓練の実施について	現状の取組無し。(実施していない)	現状の取組無し。(実施していない)	現状の取組無し。(実施していない)			現状の取組無し。(実施していない)	現状の取組無し。(実施していない)				関係自治体が行う訓練への支援として、災害対策用機械操作講習会等の実施。	
(4)河川管理施設の整備に関する事項														
⑫堤防等河川管理施設の現状の整備状況	4-1	堤防等河川管理施設の現状の整備状況について											堤防が未整備の区間や計画に対して堤防整備や河道掘削などを進めている。また、CCTVカメラ等の設置、維持管理を実施している。	

○概ね5年で実施する取組

○概ね5年で実施する取組

事項	目標時期	実施する機関																												利根川下流河川事務	地域住民							
		市町(茨城県)							市町(千葉県)							水防事務組合			県		水資源機構			気象庁	関東地													
		龍ヶ崎市	取手市	潮来市	稻敷市	神栖市	河内町	利根町	鉾子市	成田市	佐倉市	柏市	八千代市	我孫子市	四街道市	印西市	白井市	香取市	酒々井町	栄町	神崎町	東庄町	利根川水系南北水防事務組合	稲敷地区事務組合	印旛利根川水防事務組合	千葉県長沼水防予防理課	茨城県防災・危機管	茨城県河川課	千葉県	利根川下流総合管理所	千葉用排水管理所	霞ヶ浦用水管理所	水戸子地方気象台・鏡					
具体的な取組																																						
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・広域的な水防支援体制を推進	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・水害BCP策定に向けた検討	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施	H32年度	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○				
・自衛水防を説明会等により市民へ周知	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
(3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み																																						
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
・排水計画に基づく排水訓練の実施	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
■ハード対策の主な取り組み																																						
(1)洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策																																						
優先的に実施する堤防整備	H32年度																																			○		
優先的に実施する堤防天端の保護	H32年度																																			○		
(2)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																																						
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	H32年度																																			○		
・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施	H32年度	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

○:実施予定、●:実施済、-:対象なし

項目 事項	内容	市町(茨城県)							
		龍ヶ崎市	取手市	潮来市	稲敷市	神栖市	河内町	利根町	
■ソフト対策の主な取り組み									
(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み									
・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正	地域防災計画において、小貝川・利根川洪水避難計画を想定し、避難の発令基準、対象区域を位置づける。【平成28年度から順次実施】	想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の策定・公表された後に、避難対象区域について再度見直しを行う。【平成30年3月まで】	地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づける。	地域防災計画において、水防上の基準に合わせた避難の発令基準、対象区域を位置づける。【平成33年3月まで】	地域防災計画において、対象区域を明確に定める。【平成33年3月まで】	想定最大規模の外力が公表された後、修正を行う。	想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。【平成29年度～】		
・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成	避難対象住民等の意見を聴取し、タイムラインに基づく避難訓練の検討会にて整理し、検証を行っていく。【検討会実施済み、検証については平成28年度から順次実施】	タイムラインの検証を行う。【平成33年3月まで】	タイムラインに基づいた訓練を実施していく。	タイムラインに基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	タイムラインに基づいた避難訓練を実施する。【平成33年3月まで】	タイムラインの検証。【平成30年3月まで】	タイムラインの検証及び見直しを行う。【平成29年度～】		
・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。	現在、小貝川・利根川洪水避難計画を策定中。【H28年度から順次実施】	避難経路の指定について検討を行う。【平成33年3月まで】	今後、隣接する市町と広域避難及び避難後の相互支援について協定を締結する。避難場所・避難経路について洪水ハザードマップや地域防災計画に位置づけ、住民へ周知を行う。	避難経路等が分かるように洪水ハザードマップや地域防災計画に位置づけ、住民周知を行う。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した広域避難計画を策定する。【平成33年3月まで】	町内の避難は限界があるため、隣接市町村との広域避難の協定を締結する。【平成34年3月まで】	隣接市町村との広域避難の協定締結を検討する。【平成32年度まで】		
・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知	防災の手引き、ハザードマップにより周知を図る。【平成29年度から順次実施】	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表された後に洪水ハザードマップを作成し周知する。【平成29年度以降】	想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを公表し、住民へ周知する。	広報への掲載や、浸水区域の住民への説明会等の開催。【平成33年3月まで】	洪水ハザードマップの更新時に説明会等を開催する。【平成33年3月まで】	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、ハザードマップの見直しを行う。【平成34年3月まで】	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、ハザードマップの見直しを行う。【平成29年度～】		
・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施	引き続き、首長も参加する水害対応の実践的な避難訓練を実施していく。【実施済み】	引き続き、首長も参加する実践的な避難訓練を実施していく。 また、多くの自治会や自主防災会で避難訓練を実施しているが、一部実施していない地区があるので、その地区に対して実施してもらう。【平成33年3月まで】	首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練を毎年実施する。	内容を更に実践的にして、避難訓練を行う。【平成33年3月まで】	首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。【平成33年3月まで】	避難訓練の実施を検討。【平成31年3月まで】	避難訓練の実施を検討する。【平成29年度～】		
・スマートフォン等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施	今後もスマートフォン等IT機器を用いた訓練を継続していく。【実施済み】	防災に関して、IT技術を活用の検討をしていく。【平成29年度以降】	スマートフォンを活用した避難訓練を実施する。	スマートフォン等のIT機器の活用を検討する。【平成33年3月まで】	スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練を実施する。【平成33年3月まで】	スマートフォン等のIT機器の活用を検討する。【平成33年3月まで】	スマートフォン等のIT機器の活用を検討する。【平成29年度～】		
・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進	水防災意識社会に関する資料(掲示用のパネル等)を作成する。【平成29年度から順次実施】	今後も継続して、水防災に関して周知を行っていく。	「水防意識向上」のための資料を作成する。	水防意識社会に関する資料等の作成。【平成33年3月まで】	水防災意識社会に関する資料等を作成し、住民へ周知する。【平成33年3月まで】	水防意識社会に関する資料等を作成する。【平成33年3月まで】	水防意識社会に関する資料等による広報を実施する。【平成29年度～】		
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	危機管理室で対応する。【実施済み】	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。【平成33年3月まで】	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。【平成33年3月まで】	水災害に対する勉強会等の実施。【平成33年3月まで】	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口を設置する。【平成33年3月まで】	総務課(交通防災)にて対応。	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を検討する。【平成29年度～】		
・水防災に関する説明会の開催	要望により、水防災に対する説明会を行っていく。【実施済み】	要望があった際に、水防災に関して地区の出前講座を開催し説明しており、継続して実施する。	水防災に関する説明会等の実施。【平成33年3月まで】	水防災に関する説明会等の実施。【平成33年3月まで】	水防災に関する説明会を開催する。【平成33年3月まで】	水防災に関する説明会等を実施する。【平成33年3月まで】	水防災に関する説明会等の実施を検討する。【平成29年度～】		
・小中学校における水災害教育の実施	引き続き、小中学校を対象とした水災害教育を実施する。【実施済み】	小中学校における水災害教育の実施。【平成33年3月まで】	市内小中学校の総合学習の中で水災害教育を取り組んでいく。	浸水想定区域のすべての学校で水害教育を実施。【平成33年3月まで】	小中学校における水災害教育を実施する。【平成33年3月まで】		教育委員会と協議を行う。【平成29年度～】		
・教員を対象とした講習会の実施	今後、教職員向けの講習会の実施を教育委員会と調整する。【平成29年度から順次実施】	教員を対象とした講習会の実施を検討していく。【平成29年度以降】	教員を対象とした講習会を実施する。【平成33年3月まで】	教員を対象とした水災害講習会等の実施。【平成33年3月まで】	教員を対象とした講習会を実施する。【平成33年3月まで】	教員を対象とした水災害講習会等の実施。【平成33年3月まで】	教育委員会と協議を行う。【平成29年度～】		
・避難誘導体制の充実	小貝川・利根川洪水避難計画策定後、計画に基づいた訓練を行い、検証を行っていく。 また、同計画策定に併せ、新潟県三条市等のハザードマップを参考にまるごとまちごとハザードマップを拡充予定。【平成29年度から順次実施】	避難誘導体制の充実を図る。【平成33年3月まで】	避難誘導体制について、地域防災計画に位置づけていく。	避難誘導体制を確立し、円滑な避難ができるよう、説明会等の開催。【平成33年3月まで】	地域防災計画において、避難誘導体制を明確に定める。【平成33年3月まで】	稲敷管内の市町村災害時協定を締結次第、状況に合った計画を作成する。【平成34年3月まで】	避難誘導体制の充実を図る。【平成29年度～】		
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進	避難所の表示看板の充実強化。【平成32年度から順次実施】	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップの整備を進めていく。【平成33年3月まで】	広域施設や電柱を中心に看板の設置を進めていく。	避難所案内表示板等の設置。【平成33年3月まで】	避難所の表示看板の充実強化。【平成33年3月まで】		避難所案内表示板等の設置を検討する。【平成28年度～】		
・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発	水災害に対応した計画を策定し、水災害対応の訓練を啓発・実施する。【平成29年度から順次実施】	要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の促進を行う。【平成29年度以降】	水害も入れて訓練する事ができるように支援していく。	避難訓練の実施。【平成33年3月まで】	要配慮者施設における避難計画(案)の策定及び訓練を実施する。【平成33年3月まで】	避難訓練の実施。【平成33年3月まで】	要配慮者施設における避難計画の策定および訓練実施の促進を行う。【平成29年度～】		

項目 事項	内容	市町(茨城県)						
		龍ヶ崎市	取手市	潮来市	稲敷市	神栖市	河内町	利根町
(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み								
・水防に関する広報の推進	水防に関する広報の推進。【実施済み】 【平成33年3月まで】	水防に関する広報の推進をしていく。ハザードマップ、防災マップに水防についても記載欄を設ける。	水防意識向上にむけて、定期的な広報誌への掲載。【平成33年3月まで】	広報紙やホームページ等で水防に関する広報を実施する。【平成33年3月まで】	水防意識向上を図るため、定期的に広報誌への掲載。【平成33年3月まで】	水防意識向上にむけた、広報を実施する。【平成29年度～】		
・水防(防災)訓練の実施	4年に1回を基準に実施していく。【実施済み】 【平成33年3月まで】	水防(防災)訓練の実施を実施していく。【平成33年3月まで】	年に1回実施する。	年数回の水防訓練の実施。【平成33年3月まで】	水害を想定した水防訓練を実施する。【平成28年4月～】	合同の水防訓練を今後も行っていく。	水害による避難訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	水防団への連絡体制の再確認を行なう。【平成29年度から順次実施】	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施していく。【平成30年3月まで】	年に1回連絡体制の再確認を実施。同様に年1回伝達訓練を実施していく。	連絡体系に基づいた訓練の実施と検証を行う。【平成33年3月まで】	水防団等へ連絡体制を再確認し、伝達訓練を実施する。【平成33年3月まで】	水防団(消防団)の伝達訓練を今後も行っていく。	水防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進	「災害時等の相互応援に関する協定書」を県内市町村と締結済み。H28年度中に稲敷広域消防本部管内市町村と災害時相互応援に関する協定締結を予定しているが、訓練については検討を行う。【平成29年度から順次実施】	隣接市町合同による水防訓練の実施について検討していく。【平成33年3月まで】	隣接する市町と広域的な水防活動の支援に関する取組を実施していく。	合同訓練を行い、水防活動の支援に対する取組みを実施する。【平成33年3月まで】	隣接市町合同による水防訓練を実施する。【平成33年3月まで】	合同訓練を行い、水防活動の支援に対する取組みを実施する。【平成33年3月まで】	近隣市町合同による水防訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	
・広域的な水防支援体制を推進	広域的な事務組合相互の水防活動について支援体制の推進・連携強化を図る。【平成28年度から実施】	広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進していく。【平成33年3月まで】	隣接する市町と広域的な水防活動の支援に関する取組を実施していく。	広域的な水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】	広域的な水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】	広域的な水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】	広域的な事務組合相互の水防活動について支援体制を作り促進する。【平成29年度～】	
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る	今後の状況に応じて巡視頻度及び巡視内容についても調整を図る。【平成28年度から実施】	巡視区間・頻度・内容を明確化する。【平成33年3月まで】	巡視区間・頻度について、見直しを図る。	巡視区間・頻度・内容について明確化にする。【平成33年3月まで】	地域防災計画において、巡視区間・頻度・内容を明確に定める。【平成33年3月まで】	地域防災計画にて、水防団の巡視区間等を明確に定める。【平成33年3月まで】	巡視区間・頻度・内容について明確化を図る。【平成29年度～】	
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進	水防活動には、水防団の拡充が不可欠であり、市公式ホームページや団員募集の広告により、周知を行う。【実施済み】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進を図る。【平成33年3月まで】	毎年1回広報誌により募集を実施している。	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【平成33年3月まで】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集及び指定を促進する。【平成33年3月まで】	水防団(消防団)の募集を今後も継続的に行なう。	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する。【平成29年度～】	
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	浸水想定区域内の多くの住民に対し、毎年河川事務所が実施する共同点検等の周知を図り、参加を推進する。【平成2年度から順次実施】	毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施検討する。【平成30年3月まで】	年に1回共同点検を実施していく。	定期的な住民参加の共同点検の実施。【平成33年3月まで】	毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。【平成33年3月まで】	定期的に住民参加の共同点検を行う。【平成33年3月まで】	定期的な住民参加の共同点検の実施を検討する。【平成29年度～】	
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	現在、建設業組合との間で協定を結んでいたが、適宜協定の拡充を検討する。【実施済み】	建設業協会と協定を締結しているので、今後適宜協定の拡充を検討する。【実施済み】	建設業者を含め、水防支援体制の検討。【平成33年3月まで】	建設業者を含め、水防支援体制の検討。【平成33年3月まで】	地域の建設業者による水防支援体制を構築する。【平成33年3月まで】	建設業者を含め、水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】	建設業者を含め、水防支援体制の構築を促進する。【平成29年度～】	
・水害BCP策定に向けた検討	現在策定済みの地震災害BCPの計画に基づき、水害について一部追加・改訂を行う。【平成28年度から順次実施】	水害BCP策定について検討を行う【平成29年度以降】	水害BCPを作成する。	水害BCPの作成。【平成33年3月まで】	水害BCP策定に向けた検討をする。【平成33年3月まで】	水害BCP策定の検討。【平成33年3月まで】	水害BCPの作成の検討を行う。【平成29年度～】	
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成	機能確保マニュアルについて、検討を行う。【平成28年度から順次実施】	各機関における大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】	水災時ににおける対応マニュアルを策定する。	各施設において、氾濫を想定した対応マニュアル等を作成。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】	氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】	各施設での、氾濫を想定した対応マニュアル等の作成を促進する。【平成29年度～】	
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施	洪水ハザードマップ内に大規模工場等はないが、浸水想定区域内の企業に対しての啓蒙活動については検討を行う。【平成29年度から順次実施】	一部の大規模工場では、避難訓練等を実施しているので、他の大規模工場に対しても実施するよう促進について検討していく。【平成33年3月まで】	浸水区域に大規模工場がある場合には周知活動を行う。【平成33年3月まで】	浸水区域に大規模工場がある場合には周知活動を行う。【平成33年3月まで】	大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。【平成33年3月まで】		大規模工場への周知活動の実施について検討を行う。【平成29年度～】	
・自衛水防を説明会等により市民へ周知	現在は行っていないが、自主防災組織、防災士の活用を検討する。【平成29年度から順次実施】	自衛水防を説明会等によって市民へ周知を検討する。【平成33年3月まで】	自衛水防を説明会等により周知。【平成33年3月まで】	自衛水防を説明会等により周知。【平成33年3月まで】	自衛水防を説明会等によって市民へ周知する。【平成33年3月まで】	自衛水防を説明会等により町民へ周知する。【平成33年3月まで】	自主防災組織と調整を図り、住民への周知を促進する。【平成29年度～】	
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み								
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	排水計画については、今後国土交通省より発出される想定最大規模を想定した氾濫シミュレーション公表後、排水計画の検証及び改訂の検討を行う。【平成29年度から順次実施】	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設設備の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成を検討する。【平成33年3月まで】	大規模水害を想定した排水計画の作成。【平成33年3月まで】	大規模水害を想定した排水計画の作成。【平成33年3月まで】	大規模水害を想定した排水計画を作成する。平成33年3月まで】	大規模水害を想定した排水計画を作成。【平成33年3月まで】	大規模水害を想定した排水計画の作成を検討する。【平成29年度～】	
・排水計画に基づく排水訓練の実施	排水訓練については、担当課と協議・検討する。【実施済み】	排水計画に基づく排水訓練の実施を検討する。【平成33年3月まで】	排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成33年3月まで】	排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成33年3月まで】	排水計画に基づく排水訓練を実施する。【平成33年3月まで】	上記の計画に基づいた訓練の実施。【平成33年3月まで】	排水計画に基づく排水訓練の実施を検討する。【平成30年度～】	
■ ハード対策の主な取り組み								
(2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備	H28年度中に音声一斉配信サービスを導入予定。 H32年～34年にかけて防災無線のデジタル化を予定。 ・地区防災計画の策定。【平成28年度から順次実施】	室内における情報伝達手段として、防災ラジオ導入を検討する。【平成33年3月まで】	防災無線をアナログからデジタルに切り替えを行い、潮来市全域に放送が聞こえるように整備する。 観光地となっているため、外国人向けの多言語で記載したパンフレット等を整備していく。	情報手段は概ね整備されているので、市民への周知方法等を検討し、情報伝達方法の普及を図る。【平成33年3月まで】	室内における情報伝達手段として、280MHzデジタル同報無線システム(防災ラジオ)を整備済み。【希望者へ有償配布】【平成33年3月まで】		防災行政無線(同報系)のデジタル化。【平成29年度～】	
・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理	水防活動に効果的な資機材の情報を収集し、資機材の有用性に応じて配備を検討する。水防管理団体と協議、検討を行う。【平成28年度から順次実施】	迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材等の配備の検討を行う。【平成33年3月まで】	関係機関と連携して資機材を確保する。 重機の活用、水のうなど新たな水防資機材を整備する予定。 新技術について導入した場合、その使用感等を情報共有する。	関係機関と情報を共有し、必要な機材等について、導入配備を検討。【平成33年3月まで】	新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材等を配備する。【平成33年3月まで】	新技術を活用した水防資機材の導入。【平成33年3月まで】	水防資機材等の配備、維持管理について、水防管理団体と協議、検討を行う。【平成29年度～】	
・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、戸舎の耐水対策の実施	BCPの水災害対応計画に基づき検討する。【平成28年度から順次実施】	排水施設の耐水化、戸舎の耐水対策の実施について検討する。【平成33年3月まで】	浸水時ににおいても災害対応を継続するための施設整備や自家発電装置等を耐水化する。 本戸舎を耐水化する。	浸水区域にある施設の耐水対策を行う。【平成33年3月まで】	排水施設の耐水化を実施する。【平成33年3月まで】		浸水想定区域にある施設の耐水対策の検討を行う。【平成29年度～】	

項目	事項	内容	市町(千葉県)													
			銚子市	成田市	佐倉市	柏市	八千代市	我孫子市	四街道市	印西市	白井市	香取市	酒々井町	栄町	神崎町	東庄町
■ソフト対策の主な取り組み																
(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																
・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正	町丁、町内会ごとの発令対象区域を定める。【平成33年3月まで】	避難判断水位、氾濫危険水位が未設定の水位観測所(須賀など)について、水位が設定されるよう要望し、避難判断に活用する。【平成33年3月まで】	想定最大規模の外力が公表された後、必要に応じて随時見直していく。【平成28年～】	想定最大規模の外力が公表された後、必要に応じて地 域防災計画修正を修正。【平成33年3月まで】	想定最大規模の外力が公表された後、必要に応じて地 域防災計画修正を修正。【平成33年3月まで】	想定最大規模降雨における洪水を対象に発令基準について見直しが必要か検討する。【平成33年3月まで】	地域防災計画に避難の判断基準(目安)について記載しているが、対象区域については、位置付けていため、次回修正時に位置付ける。【平成28年～】	沿川市町以外については、洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正。【平成30年3月まで】	想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。【平成29年度中】	洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正。【平成33年3月まで】	避難に関する発令基準について見直しが必要か検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	地域防災計画にて対象区域の位置づけを検討する。【平成33年3月まで】			
・沿川市町:ロールブレイ等による見直しを行ながらタイムライン訓練等で実効性の有無を確認する。【平成33年3月まで】 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成	訓練等で実効性の有無を確認する。【平成33年3月まで】	避難判断水位、氾濫危険水位が未設定の水位観測所(須賀など)について、水位が設定されるよう要望し、避難判断に活用する。【平成33年3月まで】	避難勧告に着目したタイムラインの作成。【平成33年3月まで】	タイムラインの検証を検討する。【平成32年まで】	利根川下流河川事務所と協議の上、必要に応じてタ イムラインを作成する。【平成33年3月まで】	タイムラインの検証を検討する。【平成28年～】	地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	タイムラインを策定したため、今後は検証を進めていく。【平成28年～】	河川管理者と協議し、より明確化する。【平成30年3月まで】	タイムラインは策定済、今後はロールブレイ等による見直しを行なう。【平成34年3月まで】	河川管理者と協議し、より明確化する。【平成28年度中】	タイムラインの検証・修正。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	タイムラインに基づいた訓練の実施を検討する。【平成33年3月まで】		
・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。	安全な避難経路について、地域住民とともに確認する。【随時】	住民が身の安全を確保するための避難行動がどれ よう、自助・共助の意識を高めるため啓発を行う。【平成33年3月まで】	水防訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	防災訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	広域避難計画にあたっては、導入の必要性を検証し、必要に応じて近隣市町村と連携した広域避難計 画について検討する。【平成32年まで】	出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓 発の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	避難路の指定について検討していく。【平成32年3月まで】	広域避難計画にあたっては、導入の必要性を検証し、必要に応じて近隣市町村と連携した広域避難計 画について検討する。【平成33年3月まで】	隣接自治体との協定結続など事前の調整を図った上で、広域避難計画を策定し、避難経路に関する案 内表示板等の設置を検討する。【平成32年3月まで】	浸水範囲が狭いため、必要に応じて避難計画を策 定する。【平成32年5月まで】	広域避難計画の策定。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	避難場所の再確認と避難経路の位置づけをし、住民への周知を検討する。【平成33年3月まで】			
・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知	想定最大外力を反映した洪水ハザードマップの策 定・周知。【平成33年3月まで】	周知を実施する。【平成33年3月まで】	想定最大外力を反映した洪水ハザードマップの策 定・周知。【平成33年3月まで】	想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成30年まで】	防災訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成33年3月まで】	出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓 発の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	現在も実施しているが、自主防災会のリーダー研修 会や出前講座を通じて、異なる周知に努める。【平成28年～】	想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成33年3月まで】	今後、想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水 想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップを作成し、全市民に配布する。【平成30年3月まで】	周知の漏れがないように啓発を行う。【平成32年5月まで】	想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップを作成について検討してい必要がある。【平成33年3月まで】		
・首長も参加したロールブレイング等の実戦的な避難訓練の実施	浸水想定区域内の町内会と洪水を想定した避難訓 練を行う。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	各町会や自治会等の求めに応じ、訓練等を行なって いく。【平成33年3月まで】	各町会や自治会等の求めに応じ、訓練等を行なって いく。【平成28年～】	避難訓練を実施する地域の拡大を進める。【平成33年3月まで】	首長も参加したロールブレイング等の実戦的な避難訓練の実施。【平成33年3月まで】	地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	首長も参加したロールブレイング等の実戦的な避難訓練の実施。【平成29年から】	浸水区域の自治会や自主防災組織と連携した避難訓練の実施。【平成32年5月まで】	首長も参加したロールブレイング等の実戦的な避難訓練の実施。【平成33年3月まで】	実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】	首長も参加したロールブレイング等の実戦的な避難訓練の実施。【平成32年5月まで】	実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】		
・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施	スマートフォン等を活用した訓練について調査・研究を行なう。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	避難訓練等にスマホ等IT機器の活用を検討する。【平成33年3月まで】	他市を参考とし、検討していく。【平成32年まで】	IT機器を活用した避難訓練の実施の必要性を検討し、必要に応じて実施。【平成33年3月まで】	スマホ等IT機器を活用した避難訓練等の実施。【平成33年3月まで】	システム導入について調査・検討を行っていく。【平成33年3月まで】	IT機器を活用した避難訓練の実施の必要性を検討し、必要に応じて実施。【平成33年3月まで】	避難訓練等にスマホ等IT機器の活用を検討する。【平成29年から】	スマホ等IT機器を活用した避難訓練等必要に応じての実施。【平成32年5月まで】	IT機器を活用した避難訓練等の検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】			
・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進	継続して実施する。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進する。【平成33年3月まで】	各町会や自治会等の求めに応じ、水防災意識社会 についての説明等必要であれば、関係機関の助言等協力を仰ぎつつ作成していく。【平成28年～(必要に応じ対応)】	水防災意識社会に関する資料等の作成を検討する。【平成33年3月まで】	ホームページ等を活用した広報を検討する。【平成33年3月まで】	水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進する。【平成33年3月まで】	資料等の作成を今後検討していく。【平成33年3月まで】	水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進する。【平成29年から】	水防災意識社会に関する資料等の作成を検討する。【平成32年5月まで】	水防災意識社会に関する資料等の作成を検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】			
・水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施する。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	情報の共有を図る。【平成33年3月まで】	情報の共有を図る。【平成28年～】	情報の共有を図る。【平成33年3月まで】	関係課との情報共有を図る。【平成33年3月まで】	水灾害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】	水灾害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】	水灾害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成32年5月まで】	水灾害の事前準備に関する問い合わせ窓口を設置している。【実施済】	水灾害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成32年5月まで】	水灾害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】		
・水防災に関する説明会の開催	水防災化月間に併せて、市広報に記事を掲載する。【平成29年5月～】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	水防災に関する説明会の開催	各町会等への出前講座及び広報紙により、水害への意識向上及び対策を図っている。【平成33年3月まで】	洪水ハザードマップを活用した継続的な周知や広報誌等での周知。【平成28年～】	防災訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	水防災に関する説明会の開催。【平成33年3月まで】	出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓 發の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】	現在も実施しているが、自主防災会のリーダー研修 会や出前講座を通じて、異なる周知に努める。【平成28年～】	ハザードマップ等を活用した継続的な周知や広報誌等での周知。【平成33年3月まで】	自治会等への出前講座及び広報紙により、水害への意識向上及び対策を継続して実施している。【実施済】	周知の漏れがないように啓発を行う。【平成32年5月まで】	防災訓練などの機会に積極的に水害等の防災教育を実施していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	共同点検を含み必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
・小中学校における水害災害教育の実施	避難については、共通などころもあり、津波のみならず、洪水についても触れる。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	要望に応じ対応していく。【平成28年～】	要望に応じ対応していく。【平成28年～】	必要に応じて実施を検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて実施を検討する。【平成33年3月まで】	小中学校における水害災害教育の実施。【平成33年3月まで】	出前講座や防災訓練などの機会に積極的な水害等の防災教育を実施していく。【平成33年3月まで】	実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じ対応していく。【平成33年3月まで】	水防災意識の向上のため、啓発資料等を作成、配布する。【平成30年から】	要望に応じて実施。【平成32年5月まで】	実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】		
・教員を対象とした講習会の実施	水災害について、学校等への情報提供を実施する。【随時】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	教員への教育は県主導のもと検討していくべきであり、市としても必要に応じて対応していく。【平成28年～】	教員への教育は県主導のもと検討していくべきであり、市としても必要に応じて対応していく。【平成33年3月まで】	教員への教育は県主導のもと検討していくべきであり、市としても必要に応じて対応していく。【平成33年3月まで】	教員を対象とした講習会の実施。【平成33年3月まで】	出前講座や防災訓練などの機会に積極的な水害等の防災教育を実施していく。【平成33年3月まで】	実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じ対応していく。【平成33年3月まで】	洪水ハザードマップ等を用いて、水災害対策の必要性について教員の水害への意識向上を図る。【平成30年から】	要望に応じて実施。【平成32年5月まで】	実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】			
・避難誘導体制の充実	浸水想定区域内の町内会と洪水を想定した避難訓 練を行う。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	詳細な避難誘導体制の必要性等を含め検討していく。避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【誘導体制(平成29年～)看板(平成28年～)】	地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	避難誘導体制の充実。	避難誘導体制の充実。	地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	避難誘導体制の充実。	地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	想定最大規模降雨における洪水ハザードマップの作成に合わせ、防災関係機関及び自治会(自主防災会)の避難誘導に伴う役割・マニュアルの作成について検討する。【平成33年3月まで】	避難誘導体制の充実。	避難誘導体制の充実。	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	避難誘導体制の充実化を検討する。【平成33年3月まで】		
・日常から水害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進	まるごとまちごとHMの整備について調査・研究する。【随時】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	まるごとまちごとハザードマップの必要性の検討。洪 水ハザードマップの更なる周知や、水害対策等の啓 発を含めた講習会等の実施等。【平成28年～】	まるごとまちごとハザードマップの必要性の検討。洪 水ハザードマップの更なる周知や、水害対策等の啓 発を含めた講習会等の実施等。【平成33年3月まで】	地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】	避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【誘導体制(平成29年～)看板(平成28年～)】	避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【平成33年3月まで】	日 常から水害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【平成33年3月まで】	積極的な広報付き避難場所等電柱看板の設置拡大に努める。【平成33年3月まで】	避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【平成33年3月まで】	避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【平成33年3月まで】	避難場所等を表示する看板は3ヵ年をかけ更新していく。【平成33年3月まで】	HMの周知漏れがないように啓発を行う。【平成32年5月まで】	迅速な避難を実現するための取り組みを推進する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。	

項目	事項	市町(千葉県)												
		銚子市	成田市	佐倉市	柏市	八千代市	我孫子市	四街道市	印西市	白井市	香取市	酒々井町	栄町	神崎町
(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み														
・水防に関する広報の推進	水防強化月間に併せて、市広報に記事を掲載する。【平成29年5月~】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	洪水ハザードマップを活用した周知や広報誌等での周知。【平成28年~】	水防に關し、HPなど常設の広報手段を活用し、広報誌等で周知。【平成33年3月まで】	水防に関する広報の推進。【毎年】	出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に広報を図る。【平成33年3月まで】	水防に関する広報の推進。【平成28年~】	水防に関する広報の推進。【平成33年3月まで】	広報紙に防災(水害)特集を組むなど啓発に努めている。【実施中】	水防に関する広報の推進。【平成32年5月まで】	水防に関する広報の推進。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	水防に関する広報の推進について検討する。【平成33年3月まで】
・水防(防災)訓練の実施	住民が訓練に参加できるよう工夫する。【随時】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	訓練開催の啓発を活用することを検討する。【平成29年~】	印旛地区水防管理団体連合会が実施する水防演習に参加する。【平成33年3月まで】	水防(防災)訓練の充実。【毎年】	水防(防災)訓練の実施。【平成28年~】	水防(防災)訓練の実施。【平成33年3月まで】	毎年度実施している。【実施中】	水防(防災)訓練の実施。【平成32年5月まで】	水防訓練の実施。【継続実施】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	装備について、調査・検討する。【随時】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	平常時から伝達確認を継続していく。【平成28年~】	水防団(消防団)への連絡体制の再確認と伝達訓練の充実。【平成33年3月まで】	水防団を管轄する消防本部との連絡体制の再確認と伝達訓練の充実。【平成29年~】	消防団員を兼務しているため、消防団としての情報伝達については、実施している。【平成33年3月まで】	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施。【平成33年3月まで】	国的情報伝達訓練に合わせて訓練を継続して実施する。【実施中】	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施。【平成32年5月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】		
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進	浸水範囲が市の一部であり、隣接市町と合同で行う予定は無い。	継続して実施する。【平成33年3月まで】	隣接自治体と更に広域な出水を想定し、情報を密に連携を図る。【平成33年3月まで】	今後も水防演習を二市共催で実施していく。【毎年】	印旛地区水防管理団体連合会が実施する水防演習に参加する。【平成33年3月まで】	今後、さらなる協定の締結等取組拡大に努めていく。【平成32年3月まで】	隣接市町合同による水防訓練の取組を推進。【適時】	隣接自治体と更に広域な出水を想定し、情報を密に連携を図る。【平成29年から】	隣接市町合同による水防訓練の取組を推進。【平成32年5月まで】	隣接市町合同による水防訓練の実施。【継続実施】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】		
・広域的な水防支援体制を推進	浸水範囲が市の一部であり、隣接市町と合同で行う予定は無い。	印旛地区水防管理団体連合会の各行事に参加し、連携を深める。【平成33年3月まで】	印旛地区水防管理団体連合会の各行事に参加し、連携を深める。【平成33年3月まで】	今後も水防演習を二市共催で実施し練度を上げていく。【毎年】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	広域的な市町相互の水防活動の支援体制を推進。【平成32年3月まで】	国、県、近隣市町と連携し、水防活動の体制整備を検討していく。【平成32年3月まで】	広域的な市町相互の水防活動の支援体制を推進。【平成33年3月まで】	隣接自治体と更に広域な出水を想定し、情報を密に連携を図る。【平成29年から】	広域的な市町相互の水防活動の支援体制を推進。【平成32年5月まで】	広域的な市町相互の水防活動の支援体制を推進。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る	無堤部については、巡視を強化できるよう検討し、早い段階で避難勧告等が行えるよう連絡体制を強化する。【平成33年3月】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	巡視区間・頻度・内容の明確化を検討。【平成33年3月まで】	頻度の明確化を検討。【平成28年~】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	頻度の明確化を検討。【平成33年3月まで】	巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。【平成33年3月まで】	現在のことろ明確になっていないため、今後、巡視区間・頻度・内容の明確化について検討していく。【平成32年3月まで】	当市は水防警報区は無いが、水害の発生が予測される場合の巡視等について検討。【平成33年3月まで】	頻度の明確化を検討。【H29年~】	必要に応じて巡視体制を推進。【平成32年5月まで】	巡視区間・頻度・内容の明確化について検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	巡視区間・頻度・内容の明確化を検討する。【平成33年3月まで】
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進	無堤部が長く、利根川が溢水した場合に水防活動は不可能。消防団員の募集は継続して実施。【平成33年3月】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	消防団(水防団)の募集広報を引き続き行う。【平成33年3月まで】	今後も水防演習を二市共催で実施し練度を上げていく。【毎年】	消防団の募集広報を引き続き行う。【平成33年3月まで】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【毎年】	水防団を管轄する消防本部との連絡体制の連携強化に努めていく。【平成32年3月まで】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定について、広報を実施している。【平成32年3月まで】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【実施中】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進。【平成32年5月まで】	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	水防団の募集対策について検討する。【平成33年3月まで】	
・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	国、県など専門的な知識を持つ方と協力し、実施したい。【平成33年3月】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	水害リスクが高い地域へ訓練実施の呼びかけを行う。【平成28年~】	防災訓練や防火指導でハザードマップ等の周知を行なう。【平成33年3月まで】	水害リスクが高い地域へ訓練実施の呼びかけを行う。【平成33年3月まで】	毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検の実施。【平成28年~】	毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施。【平成33年3月まで】	出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に周知を図る。【平成32年3月まで】	毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施。【平成33年3月まで】	住民等への防災に関する啓発を行う機会に水害リスクについて周知を図る。【平成32年3月まで】	水害リスクの高い地域の共同点検の推進。【平成32年5月まで】	水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	無堤部が長く、利根川が溢水した場合の水防活動は不可能。	継続して実施する。【平成33年3月まで】	毎年度連絡体制を確認しておく。【平成33年3月まで】	毎年度連絡体制を確認しておく。【平成33年3月まで】	毎年度連絡体制を確認しておく。【平成33年3月まで】	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成31年3月まで】	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成29年から】	実施を検討する。【平成29年から】	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成32年5月まで】	地域の建設業者による水防支援体制の充実。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】
・水害BCP策定に向けた検討	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。【平成33年3月】	必要性を検討する。【平成33年3月まで】	水害BCP策定の必要性について検討。【平成33年3月まで】	該当なし。	水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】	水害BCPを作成するか検討する。【平成33年3月まで】	水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】	水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】	水害時の業務継続を代替え庁舎で行えるようBCP計画を策定する。【平成29年から】	想定災害を見極めて検討する。【平成32年5月まで】	水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。【平成33年3月】	漫水想定区域内に市庁舎なし。【平成33年3月まで】	漫水想定区域内に市庁舎なし。【平成33年3月まで】	該当なし。	漫水想定区域内に市庁舎なし。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討する。【平成29年から】	対応マニュアルの作成を検討する。【平成32年5月まで】	想定災害を見極めて検討する。【平成32年5月まで】	大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成に向けた検討。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知の実施	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。【平成33年3月】	漫水想定区域内に大規模工場用地なし。【平成33年3月まで】	漫水想定区域内に大規模工場用地なし。【平成33年3月まで】	該当なし。	漫水想定区域内に大規模工場用地なし。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	漫水想定区域内に大規模工場等の立地なし【-】	大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施。【平成33年3月まで】	大規模工場等は立地していない。	大規模工場等は無いか、対策が必要であるか検討する。【平成32年5月まで】	漫水想定区域内に大規模工場等の立地なし【-】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
・自衛水防を説明会等により市民へ周知	町内会で水防活動が行えるよう協力する。【随時】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	継続して実施する。【平成33年3月まで】	訓練開催の啓発を活用することを検討する。【平成28年~】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	自衛水防を説明会等によって市民へ周知。【平成28年~】	自衛水防を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	自衛水防に関する周知について検討していく。【平成30年3月まで】	自衛水防を説明会等によって市民へ周知。【平成33年3月まで】	自衛水防への出前講座により、水害への意識向上及び対策を図っている。【実施中】	自衛水防を説明会等によって市民へ周知。【平成32年5月まで】	自衛水防に関する周知について検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み														
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	無堤区間が長いことから、早期の整備を要する。【平成33年3月まで】	尾羽根川排水機場の能力向上について要する。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	他市を参考とし、検討していく。【平成28年~】	大規模氾濫を想定した対策の必要性について検討する。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	排水計画の策定を検討。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。【平成29年から】	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を関係機関、周辺市町と検討する。【平成32年5月まで】	排水計画の策定を検討。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	大規模水害を想定した排水計画を検討する。【平成33年3月まで】	
・排水計画に基づく排水訓練の実施	河口部に位置し、かつ無堤区間が長く、排水先が確保できないことから、自然流下を待つ。	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	他市を参考に排水計画の作成を行い、訓練を実施する。【平成28年~】	大規模氾濫を想定した対策の必要性について検討する。【平成33年3月まで】	排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】	排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成29年から】	防災訓練と合同で実施するよう検討する。【平成32年5月まで】	排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成32年5月まで】	排水計画の策定と併せて、訓練の実施を検討していく。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】	

■ハード対策の主要な取り組み

(2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備	防災行政無線のデジタル化更新工事は、平成29年度中に完了する。防災メールの登録推進を継続して実施する。【随時】

項目 事項	内容	水防事務組合				県			水資源機構			気象庁	関東地方整備局			
		利根川水系 県南水防事務組合	種敷地方広域市町村圏 事務組合	印旛利根川水防事務組合	千葉県長沼水防予防組合	茨城県防災・危機管理課	茨城県河川課	千葉県	利根川下流総合管理所	千葉用水総合管理所	霞ヶ浦用水管理所					
■ソフト対策の主な取り組み																
(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																
・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正					避難勧告等の発令基準の修正を支援。【平成33年3月まで】		避難勧告等の発令基準の見直しを支援。					各機関が実施する洪水浸水想定区域に基づく避難の発令等に関する検討を支援。【平成28年度から実施】				
・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行なう。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成					避難勧告に着目したタイムラインの作成を支援。【平成33年3月まで】		避難勧告に着目したタイムラインの作成を支援。				タイムラインの策定への支援を継続して実施する。【継続実施】	タイムラインの見直し等の支援。【平成28年度から実施】				
・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。					広域避難計画の策定を支援。【平成33年3月まで】		広域避難計画の策定を支援。					広域避難計画の検討、策定に向けた事例等を紹介し、広域避難計画(案)の検討、策定を支援。【平成29年度から実施】				
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表												・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを作成し公表する。【平成29年度】				
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)												警報等における危険度の色分け表示や「警報級の現象になる可能性」の情報提供、メッセージ情報の充実化を図る。【平成29年度】				
・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知					ハサードマップ作成支援のため、既存の浸水想定区域図の見直しを実施し、新たな浸水想定区域図の公表を実施する。	市町村が作成する洪水HMの策定支援。						想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を作成し、各市町がハサードマップ作成が出来るように支援。【平成29年度から実施】				
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施					図上型防災訓練のモデルの構築及び訓練実施支援。【平成33年3月まで】		訓練実施を支援。		自治体等主催の訓練に適宜参加するとともに、自社における訓練を毎年度実施する。	該当なし。		タイムラインに基づく訓練、図上型防災訓練など他の事例を情報共有し、より実践的な訓練になるよう支援。【平成29年度から実施】				
・洪水情報のプッシュ型配信の実施												緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を実施する。【平成29年度】				
・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施					継続して実施。【平成33年3月まで】				訓練を定期的に実施する。	該当なし。		プッシュ型の洪水予報等の情報入手方法を盛り込んだ避難訓練や他の事例を紹介し、避難訓練等の実施を支援。【平成29年度から実施】				
・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進	訓練を通して消防団員の皆さんに理解いただく。地域住民の皆さんは自治体で対応が望まれる。【概ね5年以内】		水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進。【概ね5年以内】		継続して実施。【平成33年3月まで】		継続して実施。					水防災意識社会に関する説明資料等を他事例を参考に作成し、共同点検時や各機関にも配布することにより水防災意識社会の広報を推進する。【平成28年度から実施】				
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置					継続して実施。【平成33年3月まで】		継続して実施。					問い合わせ窓口の対応へのサポートを継続して実施する。【継続実施】	問い合わせ窓口の設置。【平成28年度から実施】			
・水防災に関する説明会の開催	水害を経験した世代は、興味関心があるが、その下の年代は薄い。自治体や小中学校の教育の場で理解を深める活動が求められる。【概ね5年以内】		水防演習等の場で周知していく。【概ね5年以内】		継続して実施。【平成33年3月まで】		継続して実施。		防災業務に係る自治体等との更なる連係強化を図ることを目的として「地域防災連係窓口」をH28.6.1に設置。今後、自治体との更なる連係について検討していく。	該当なし。	関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。【継続実施】	各機関による水防災に関する説明会の開催に関する検討への支援や、各機関の要請により出前講座等による支援をおこなう。また、共同点検時に水防災に関する説明を行う。【平成28年度から実施】				
・小中学校における水災害教育の実施					継続して実施。【平成33年3月まで】		市町村の要請により実施。					教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。【継続実施】	各機関による水災害教育の実施に関する検討の支援や、各機関の要請により出前講座等による支援を実施する。【平成28年度から実施】			
・教員を対象とした講習会の実施					継続して実施。【平成33年3月まで】		継続して実施。					教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。【継続実施】	各機関による教員を対象とした講習会の検討への支援や、各機関の要請により出前講座等による支援を実施する。【平成29年度から実施】			
・避難誘導体制の充実					避難計画の策定を支援。【平成33年3月まで】		避難計画の策定を支援。									
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進					継続して実施。【平成33年3月まで】		継続して実施。									
・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発							市町村への啓発を実施。					避難計画(案)策定に必要な情報提供による支援、要配慮者施設において策定している避難計画に水害も対象として加えることや、避難訓練の必要性の啓発を実施する上で支援を行う。【平成29年度から実施】				

項目 事項	内容	水防事務組合				県			水資源機構			気象庁	関東地方整備局	
		利根川水系 県南水防事務組合	稲敷地方広域市町村圏 事務組合	印旛利根川水防事務組合	千葉県長沼水防予防組合	茨城県防災・危機管理課	茨城県河川課	千葉県	利根川下流総合管理所	千葉用水総合管理所	霞ヶ浦用水管理所	水戸地方気象台・ 銚子地方気象台	利根川下流河川事務所	
(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み														
・水防に関する広報の推進	自治体の活動に協力・補完すること。【概ね5年以内】		引き続き継続して実施。(成田市を参照)			継続実施している。	引き続き継続して実施。				水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会を継続して実施する。【継続実施】	水防月間、水防演習、出前講座等の機会に、ポスターの掲示やパンフの配布、パネル展示などにより広報を推進する。【引き続き実施】		
・水防(防災)訓練の実施	毎年実施している。【概ね5年以内】	毎年実施している。【概ね5年以内】	引き続き継続して実施。(成田市を参照)			継続実施している。	引き続き継続して実施。				水戸:水防管理団体が行う訓練への参加、支援を継続して実施する。 銚子:今後水防管理団体等からの要請があれば、できる限り水防演習への参加、支援を行う。【継続実施】	水防管理団体が行う訓練への参加や利根川水系連合・総合水防演習に参加【引き続き実施】		
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	水防協議会・水防訓練で確認訓練を実施している。【概ね5年以内】		引き続き継続して実施。(成田市を参照)			継続実施している。	引き続き継続して実施。					洪水対応演習などの機会を通じ、伝達訓練を実施する。【引き続き実施】		
・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進	稲敷広域と毎年実施している。【概ね5年以内】	県南水防組合と毎年実施している。【概ね5年以内】	引き続き継続して実施。(成田市を参照)			各市町において、合同で訓練を実施している。	引き続き継続して実施。					水防訓練での高水敷、防災ステーションの会場の提供や合同の訓練の支援。【引き続き実施】		
・広域的な水防支援体制を推進	お互いに合同訓練を実施して、応援すること前提となっている。【概ね5年以内】	広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進。【概ね5年以内】	(成田市を参照)			相互協力による水防活動の実施。	引き続き継続して実施。				広域避難計画の策定に必要な情報の提供及び策定への支援を継続して実施する。【継続実施】	広域的な水防支援体制に関する取組への支援。【平成29年度～】		
・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡回区間・頻度・内容の明確化を図る	水防計画や水防協議会で確認している。【概ね5年以内】	水防計画で確認している。【概ね5年以内】	(成田市を参照)			水防計画により、重要水防箇所などを事前に確認している。	引き続き継続。							
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進	自治体対応に協力していく。		水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【概ね5年以内】	(成田市を参照)		実施方法について検討していく。	実施方法について検討していく。							
・沿川市町・毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施・沿川市町外・水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	消防団員に理解いただくことが、地域住民への周知につながる。	水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検の推進。【概ね5年以内】	(成田市を参照)			水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検の推進。【概ね5年以内】	実施方法について検討していく。	実施方法について検討していく。				重要水防箇所等の共同点検を実施することや、水害リスクについて情報共有を図る【引き続き実施】		
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	協定締結は考えていない。消防に重機隊があり、訓練に参加している。【概ね5年以内】		各地域の建設業者による水防活動支援体制の充実。【概ね5年以内】	(成田市を参照)		継続して実施。	引き続き継続して実施。							
・水害BCP策定に向けた検討	水防倉庫が堤防上や近くにあるのでその管理及び備蓄計画を考えている。【概ね5年以内】		水害BCP策定に向けた検討。【概ね5年以内】		特になし		特になし。	水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】	作成の必要性について検討する。	該当なし。	水害BCPの作成への支援を継続して実施する。【継続実施】	各機関の水害BCP作成について支援を行う。【平成29年度～】		
・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成	今後の課題である。【概ね5年以内】		各機関における大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成に向けた検討。【概ね5年以内】			浸水が想定される出先機関が作成する対応マニュアルの策定を支援。【平成33年3月まで】	浸水が想定される出先機関が作成する対応マニュアルの策定を支援。【平成33年3月まで】	大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成。【平成33年3月まで】	作成の必要性について検討する。	該当なし。		各機関の氾濫を想定した対応マニュアル案作成について支援を行う。【平成29年度～】		
・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施	水防組合でなく、やはり自治体で対応願いたい。【概ね5年以内】		大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【概ね5年以内】									洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション等水害リスク情報を周知する際に支援を行う。【平成29年度～】		
・自衛水防を説明会等により市民へ周知	自治体で対応を願いたい。【概ね5年以内】		自衛水防に関する周知について検討していく。【概ね5年以内】	(成田市を参照)	継続して実施。【平成33年3月まで】		継続して実施。				自主防災組織への支援を継続して実施する。【継続実施】	自衛水防の取組の紹介や簡易水防工法等の事例の紹介により支援を行う。【平成29年度～】		
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み														
・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	今後自治体の担当部署と協議が必要である。【概ね5年以内】		氾濫水を迅速に排水する為、関係機関と排水施設で情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成を検討。【概ね5年以内】			未実施。	大規模水害を想定した排水計画(案)の作成を支援。				排水計画(案)の作成への協力、排水計画に基づく自治体訓練への支援を継続して実施する。【継続実施】	氾濫水を迅速に排水するための大規模水害を想定した排水計画(案)について検討する。また、関係機間に必要な情報の提供を行う。【平成29年度～】		
・排水計画に基づく排水訓練の実施	同上。【概ね5年以内】		排水計画の作成を検討。【概ね5年以内】			水防訓練と同様に積極的に参加する。	積極的に参加。						関係自治体が行う訓練への支援として、災害対策用機械操作講習会等の情報提供を行う。【引き続き実施】	
■ハード対策の主な取り組み														
(1) 洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策														
優先的に実施する堤防整備													優先的に実施する堤防整備。【平成32年度】	
優先的に実施する堤防天端の保護													優先的に実施する堤防天端の保護【平成32年度】	
(2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置													簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置を推進する。【平成28年度～】	
・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備													簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置を推進する。【平成28年度～】	
・迅速な水防活動を支援するための新技术を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理	導入可能な新技術がどのようなものがあるか、検討する。		迅速な水防活動を支援する為の新技术を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材の整備を検討する。【概ね5年以内】			水のう等の購入を今後検討する。							新技术を活用した水防資機材の情報提供や利根川水系連合・総合水防演習の出展コーナー(新技术を活用した水防資機材)の紹介を行う。【平成29年度～】	
・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施						庁舎改修時に耐水対策の必要性を検討。	施設毎の耐水対策の必要性を検討。【平成33年3月まで】	対策の必要性について検討する。	該当なし。				出張所や排水機場の耐水化等の推進。【平成32年度まで】	